

令和 8 年 4 月
水産庁漁政部企画課

漁業育成就労協議会の設置について

農林水産省は、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業を所管する立場から、漁業育成就労協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

名 称：漁業育成就労協議会

設 置：令和 8 年 4 月 10 日

設置理由：外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和 7 年法務省・厚生労働省令第 4 号）第 13 条第 2 項第 4 号において、育成就労実施者の分野別協議会の加入を要件としていること及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等第 8 条において、監理支援機関の分野別協議会の加入を要件としていることから設置するもの。

また、漁船漁業及び養殖業に係る外国人技能実習では、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づき農林水産省内に「漁業技能実習事業協議会」を設置し、技能実習生の適正な受入れや保護、漁業における技能実習制度の適正な運用に資する取組について協議を行ってきたところであり、育成就労制度へ移行後も、引き続き同様の組織を設置し対応していくため。

根 拠：外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 54 条第 1 項

目 的：協議会の構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、漁業分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行うこと。

協議事項：

①育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法

令遵守の啓発

- ②育成就労実施者及び監理支援機関による育成就労外国人の待遇の確保その他の漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- ③構成員資格の確認
- ④育成就労外国人の受入に係る人権上の問題その他の不正行為に対する横断的な再発防止
- ⑤構成員に対する必要な情報の提供その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組
- ⑥就業構造及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握・分析
- ⑦前号の分析を踏まえた大都市圏等への育成就労外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整（育成就労外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏等での受入れの自粛要請及び大都市圏等の育成就労実施者による育成就労外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）
- ⑧育成就労実施者の倒産等本人の意向によらない育成就労外国人の転職に係る情報提供等の協力

構 成 員：別紙のとおり

議 事：非公開（資料・議事要旨を公開）

事 務 局：水産庁漁政部企画課
（一社）大日本水産会

(案)

漁業育成就労協議会決定第1号

令和 年 月 日

漁業育成就労協議会組織運営要領

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「育成就労法」という。）第54条第5項の規定に基づき、漁業育成就労協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第1条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、漁業分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、漁業分野の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 育成就労外国人の受入に係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- 二 育成就労実施者及び監理支援機関による育成就労外国人の待遇の確保その他の漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 育成就労外国人の受入に係る人権上の問題その他の不正行為に対する横断的な再発防止
- 五 構成員に対する必要な情報の提供その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組
- 六 就業構造及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握・分析
- 七 前号の分析を踏まえた大都市圏等への育成就労外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討（育成就労外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏等での受入れの自粛要請及び大都市圏等の育成就労実施者による育成就労外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）
- 八 育成就労実施者の倒産等本人の意向によらない育成就労外国人の転職に係る情報提供等の協力

（構成員）

第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 漁業分野の育成就労に係る雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「1号構成員」という。）

ロ 漁業分野において派遣形態により派遣された育成就労外国人を受け入れることとなる本邦の公私の機関（以下「1号副構成員」という。）

二 1号構成員又は1号副構成員（以下「1号構成員等」という。）を直接又は間接に構成員とする団体、又は1号構成員等を指導・助言する立場にある団体（以下「2号構成員」という。）

三 漁業労働に精通している労働組合

四 1号構成員等に監理支援を行う監理支援機関又は1号構成員等に監理支援を行おうとする者（以下「4号構成員」という。）

五 農林水産省並びに法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省

六 その他協議会が必要と認める者

2 協議会は、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

3 会議において構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

（主宰）

第4条 協議会は、水産庁長官が主宰する。

2 水産庁長官は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 水産庁長官に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部長がその職務を代理する。

4 水産庁漁政部長に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部企画課長がその職務を代理する。

（事務局）

第5条 協議会の庶務は、一般社団法人大日本水産会の協力を得て、水産庁において処理する。

（会議の招集）

第6条 水産庁長官は、毎年度、構成員（1号構成員等及び4号構成員を除く。第8条を除き、以下同じ。）を招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員のうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。

3 2号構成員は、1号構成員等及びその1号構成員等の監理支援機関となる4号構成員に代わって、会議に出席する。

4 構成員は、会議の議事に鑑みて当該構成員を代表する者を、会議に出席させる。

5 水産庁長官は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に、会議へ

の出席及び資料の提出を求めることができる。

- 6 水産庁長官は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合又は議事が軽易である場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付（メール送信を含む。）し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- 7 構成員は、水産庁長官が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

（議事の公開等）

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

（除名）

第8条 協議会は、構成員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。

- 一 構成員となった者が停止又は取り消しによりその資格を失ったとき。
- 二 前号の他、除名すべき正当な理由があるとき。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

(案)

漁業育成就労協議会決定第2号

令和 年 月 日

漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領

漁業育成就労協議会（以下「協議会」という。）において、協議及び情報共有を適切に行い、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、協議会の構成員の資格に関し次のように定める。

（構成員の資格）

第1条 次に掲げる基準に適合する者は、漁業育成就労協議会運営要領（令和 年 月 日 漁業育成就労協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第3条第1項第1号のイに規定する構成員（以下「1号構成員」という。）の資格を得ることができる。

- 一 漁業分野の育成就労に係る雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、運営要領第3条第1項第2号に規定する構成員（以下「2号構成員」という。）いずれかに直接又は間接に所属、あるいは指導、助言を受けることとしていること。
- 二 育成就労制度その他外国人の受入れを正しく理解していること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていること。
- 四 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 労働者派遣等監理型育成就労により労働者派遣等を行おうとする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等をするものとしていること。
- 六 国内人材の確保に資する取組を推進していること。ただし、前号にある労働者派遣等のみを行う場合を除く。
- 七 生産性の向上に資する取組を推進していること。ただし、第5号にある労働者派遣等のみを行う場合を除く。
- 八 育成就労制度の運用に当たり、構成員間で紛争が生じた場合にあっては、その解決のため、当事者間において誠実に協議を行うこと。
- 九 育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向け、協議会が定める行動規範を遵守すること。

2 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第3条第1項第1号のロに規定する構成員（以下「1号副構成員」という。）の資格を得ることができる。

- 一 協議会が定めた決定事項を遵守すること。
- 二 1号構成員から受ける労働者派遣等が適正であること。
- 三 2号構成員いずれかに直接又は間接に所属、あるいは指導、助言を受けることとしていること。

- 四 前項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに規定する基準に適合していること。
- 3 育成就労外国人を受け入れなくなった、又は指導・助言する立場にある構成員が連絡をとることができない1号構成員、1号副構成員は、構成員の資格を失う。
- 4 次に掲げる基準に適合する者は、2号構成員の資格を得ることができる。
- 一 1号構成員又は1号副構成員（以下「1号構成員等」という。）を直接又は間接に構成員とする団体、又は1号構成員等を指導・助言する立場にある団体であること。
 - 二 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護が図られるよう、1号構成員等に対する必要な指導及び助言を行うための体制（1号構成員等が直接の構成員でない場合にあっては、当該直接の構成員等（各区域の連合会組織及びその傘下の漁業協同組合等）を活用した体制を含む。）を確保していること。
- 三 第1項第2号から第4号まで及び第8号に規定する基準に適合していること。
- 5 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第3条第3号に規定する構成員（以下「3号構成員」という。）の資格を得ることができる。
- 一 漁業労働に精通している労働組合であること。
 - 二 漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談窓口の設置、共済事業の運営その他の育成就労外国人の保護を図るための体制を確保していること。
- 三 第1項第2号から第4号まで及び第8号に規定する基準に適合していること。
- 6 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第3条第4号に規定する構成員（以下「4号構成員」という。）の資格を得ることができる。
- 一 漁業分野に係る監理型育成就労の監理支援事業を行おうとしていること。
 - 二 監理型育成就労による育成就労外国人の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、次に掲げる事項を踏まえた雇用契約を、育成就労外国人と監理型育成就労実施者との間で締結させることとしていること。
 - イ 協議会が認めた労働組合との間で締結された労働協約
 - ロ 中央漁業団体及び漁業協同組合連合会等が設置する地域監理委員会での決定事項
 - ハ その他、協議会が認めた方法
- 三 第1項第2号から第4号まで、第8号及び第9号に規定する基準に適合していること。
- 四 業務区分が漁業である場合にあっては、漁業協同組合又は船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた法人であること。
- 7 漁業分野に係る監理型育成就労の監理支援事業を行わなくなった、又は指導・助言する立場にある構成員が連絡をとることができない4号構成員は、構成員の資格を失う。

（1号構成員等の資格確認）

第2条 4号構成員は、監理支援業務を行うこととなる育成就労に係る雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が、第1条第1項に規定する基準に適合していることを確認する。その際、当該機関が育成就労外国人の労働者派遣等を計画している場合は、その派遣先となる本邦の公私の機関が、第1条第2項に規定する基準に適合していることについても確認する。

- 2 2号構成員は、前項の資格確認が円滑に行われるよう、必要な協力を行う。
- 3 4号構成員は、第1項の資格確認の結果問題ないとされた当該機関の情報について、遅滞なく2号構成員に報告する。2号構成員は、集計した情報を一般社団法人大日本水産会（以下「大日本水産会」という。）に報告する。
- 4 協議会は、1号構成員等に対し、協議会の構成員であることを証明する資格証明書を交付する。

（2号構成員、3号構成員の資格確認）

第3条 2号構成員又は3号構成員になろうとする者は、協議会に、別途定める書類を添えて申請する。

- 2 協議会は、2号構成員又は3号構成員になろうとする者が、第1条第2項又は第3項に規定する基準に適合していることを確認する。

（4号構成員の資格確認）

第4条 4号構成員になろうとする者は、大日本水産会に、別途定める書類を添えて申請する。

- 2 大日本水産会は、4号構成員になろうとする者が第1条第6項に規定する基準に適合していることを確認する。
- 3 大日本水産会は、4号構成員の資格確認に当たり、第1条第6項に規定する基準への適合に疑義がある場合など必要があるときは、資格審査会を設置し、審査を行うものとする。
- 4 構成員は、大日本水産会が行う資格確認のため、資格審査会への出席、資料の提出その他の必要な協力を行わなければならない。
- 5 大日本水産会は、第1条第6項に規定する基準に適合している4号構成員に対する資格証明書の交付に関する事務を行う。

（資格の停止又は取消し）

第5条 前3条に定めるほか、運営要領第2条第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。

- 一 職権により、構成員の資格を確認する。
- 二 構成員が次に該当すると認められるときは、協議会の決議により、資格の停止、取り消しその他の必要な処分を行う。
 - イ 第1条に規定する基準に適合しないとき
 - ロ 不正の手段により構成員の資格を得たとき
 - ハ 出入国、労働又は育成就労に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき
 - ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせると認められる行為をしたとき
 - ホ 漁業における外国人受入れへの信用又は品位を貶める行為をしたとき
 - ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき
- 三 前号の処分を行うときは、当該処分の名あて人となるべき者の意見を聴くとともに、処分の理由を示す。